

令和4年10月27日

東京都内所在保険薬局 各位

公益社団法人 東京都薬剤師会

令和4年度 薬局における自宅療養等の患者に対する
薬剤交付支援事業の7～9月分の請求について

平素より本会会務にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和4年3月1日から厚生労働省の事業として実施した「薬局における自宅療養者等の患者に対する薬剤交付支援事業」について、令和4年7月分の配送料等の補助のため、7月1日から7月31日までの配送料等を令和4年10月26日までに入力フォームよりご請求いただく旨、令和4年10月24日にご案内をさせていただきました。

しかしながら、7月分の請求額を精査した結果、想定額より低いことから、この度、東京都に割り当てられた本事業の残予算で、7月分に加え新たに8月分、9月分の配送料等の補助が可能となる見込みとなりました。

つきましては、一旦締め切とした7月分の請求入力期限を延長いたしますので、**令和4年7月1日から令和4年9月30日まで**の患者宅への配送料等の請求分の報告を、**令和4年11月4日(金)までに入力フォームからご入力**いただくようお願い申し上げます。

ただし、令和4年7月分～9月分のどの時点まで補助対象となるかについては、薬局からのフォームへの入力内容を精査した上で確定させていただくため、予算額を超えた場合は、9月30日以前の配送等の実施日で打ち切らせていただく場合がありますこと、ご了承ください。

なお、請求の際には、3月分～6月分同様、請求の根拠となる領収書等の資料の提出が必要です。

入力フォームは、3月分～6月分で利用したフォームをそのままご利用いただけます。

入力フォーム：https://eform.site/tpa_yakuzai2022/users/login

※ Eメールでのお問合せのご協力をお願いいたします。

Eメールアドレス:yakuzai-koufu@toyaku.or.jp